

## 千歳市グリーン・ツーリズム連絡協議会規約

### (趣旨)

第1条 千歳市における地域資源の特性と、美しい農村環境を生かした体験型観光のグリーン・ツーリズム及び食農教育を推進するために、千歳市グリーン・ツーリズム連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) グリーン・ツーリズムの普及・啓蒙及び食農教育に関すること。
- (2) グリーン・ツーリズム・食農教育に係る研修会、イベント等の開催に関すること。
- (3) 観光客の誘致促進のための宣伝活動及び情報収集に関すること。
- (4) ファームイン・ファームステイ受け入れに係る連絡調整に関すること。
- (5) その他グリーン・ツーリズム事業の推進に関すること。

### (協議会の会員)

第3条 協議会は、協議会の趣旨に賛同し、実践意欲のある個人若しくは法人により構成する。

- 2 会員の入会及び脱退は、協議会の運営に支障をきたす恐れのある場合を除き、原則として自由とする。

### (役員の定数及び選任並びに職務)

第4条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内(幹事から選任)
- (3) 監査 2名
- (4) 幹事 9名以内
  - 2 会長は、総会において会員の中から選出をする。
  - 3 副会長は幹事の中から、会長の選任によりこれを定める。
  - 4 監査は、会員の中から、会員の互選によりこれを定める。
  - 5 幹事は、会員の中から、会員の互選によりこれを定める。
  - 6 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
  - 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
  - 8 監査は、協議会の業務執行及び会計状況について監査する。
  - 9 会計及び広報担当を置くことができる。
  - 10 協議会は、次に掲げる関係機関の職員をオブザーバーとして置くことができる。
    - (1) 石狩農業改良普及センター
    - (2) その他、協議会が必要と認めた機関
  - 11 顧問を置くことができる。
    - (1) 顧問は、会長が総会に諮り推載する。
    - (2) 顧問は、本会の重要事項に関し会長に意見を述べ、又は会長の諮問に応えることができる。

### (役員の任期)

第5条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

(事務局)

- 第7条 この協議会の事務局を、千歳市観光スポーツ部交流推進課に置く。
- 2 業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
  - 3 事務局長は会長が任命する。
  - 4 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

(事務局員)

第8条 事務局は、千歳市観光スポーツ部交流推進課職員をもって構成する。

(事業年度)

第9条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第10条 協議会の会費は、1会員につき、年間2,000円とし、一旦納入した会費は返還しないものとする。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月10日から施行する。